



内閣感染症
危機管理統括庁

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

中東情勢を受けた非滅菌手袋の備蓄放出と新型インフル特措法の関係について

- 新型インフルエンザ特措法第10条において、政府等は、「**新型インフルエンザ等対策の実施に必要な・・・个人防护具**」を備蓄することとされている。
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
（物資及び資材の備蓄等）
第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（略）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る**新型インフルエンザ等対策の実施に必要な**医薬品、医療機器、个人防护具（感染症法第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具をいう。第六十四条において同じ。）その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。
- 他方で、个人防护具には使用推奨期限があり、当該期限の間に新型インフルエンザ等が発生するとは限らないところ、国有財産の有効活用等の観点から、**政府の備蓄する个人防护具は使用推奨期限が近づいたものを順次備蓄から外して、処分する運用**となっている。
- このような使用推奨期限間近の个人防护具は、**備蓄から外された時点で特措法10条に基づく新型インフルエンザ用の物品ではなくなったものと整理され、その用途を新型インフルエンザ等対策に限ることとはされない。**
- 例年、使用推奨期限の近づいた个人防护具の処分は夏から年度末にかけて行われるが、昨今の中東情勢を受けた非滅菌手袋の需給状況に鑑み、今年度の非滅菌手袋の処分は、一部（まずは5000万枚）を前倒しで実施することとする。
- なお、令和8年4月1日時点で国における備蓄は政府行動計画ガイドラインに定める備蓄水準に対し**約4.9億枚の余剰**があり、**処分を前倒しで行うことによって備蓄水準を下回る事態は生じない。**

(参考) 例年の個人防護具の備蓄入替え

- 個人防護具の政府備蓄は、毎年度一定の量を購入し、使用推奨期限が近づいたものを処分する入替え作業を行いながら備蓄水準以上を維持している。
- 非滅菌手袋の使用推奨期限は5年であり、毎年度必要量を購入して、使用推奨期限が近いものを夏から年度末に処分するのが例年のスケジュール。

